
大通西2丁目ビル衛生器具交換等業務

<業務仕様書>

令和2年度

札幌市市民文化局地域振興部

1 一般事項

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、札幌市市民文化局地域振興部が実施する「大通西2丁目ビル衛生器具交換等業務」(以下「本業務」という。)の委託に適用する。

2 この仕様書の解釈に疑義を生じた場合又は記載のない事項の取扱いについては、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

(業務の準備)

第2条 受託者は、業務の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人員を確保し、持てる能力を全て発揮するよう責任のある担当者を備えなければならない。

(業務計画書)

第3条 受託者は、契約後速やかに本業務実施に関する「業務計画書」を作成し提出すること。

(打合せ等)

第4条 業務の実施にあたっては、受託者は委託者と常に綿密な連絡を取り、その連絡事項及び打合せ内容について記録し、委託者に提出すること。また、疑義が生じた場合は委託者と協議の上、その指示に従うこと。

(資料等の貸与及び返還)

第5条 受託者は、業務を行う上で必要となる資料等について、借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合、受託者は貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。

2 受託者は、業務完了したときは、貸与された資料等について直ちに返還するものとする。

(機密の保持等)

第6条 受託者は、本業務の処理にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならない。

2 委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしてはならない。

(成果品)

第7条 全ての成果物は委託者の所有とする。また、本業務において作成した図面、イラスト、写真等の著作権及びその他一切の権利は札幌市に帰属する。

2 受託者は、成果品の著作権者人格権を将来にわたり行使しないこと。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得て公表を行う場合等はこの限りでない。

3 受託者は、成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担を行うこと。

(環境負荷の低減)

第8条 委託業務の実施にあたっては、環境に配慮し、エネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。

(完了届)

第9条 業務完了後、速やかに「完了届」を提出すること。

2 業務の概要

(1) 概要

大通西2丁目ビルのトイレ内の既設洗面器の水栓の撤去・更新及び水石けん入れの設置を行う。

(2) 業務対象施設名及び業務場所

業務対象施設名：大通西2丁目ビル

業務場所：札幌市中央区大通西2丁目9番（別図参照）

(3) 履行期間

業務着手の日から令和3年3月31日まで

3 業務内容

本業務の内容は下記のとおり。詳細は別紙1による。

(1) 既設洗面器水栓の撤去、処分

対象の既設洗面器の給水栓及び給湯栓を撤去し、速やかに処分すること。

(2) 既設洗面器水栓の交換

対象の既設洗面器の水栓を交換すること。

部材の選定にあたり、事前に本市の承諾を得ること。

(3) 既設洗面器の水石けん入れの設置

対象の洗面器に壁付け型の水石けん入れを設置する。

(4) 報告書の提出

受託者は、下記に示す書類を作成の上、本市担当職員に提出すること。

提出書類等	部数	提出期限
(1) 業務着手時 ・作業計画書 ・作業責任者及び作業人名簿 ・連絡体制表	各1	業務着手後速やかに
(2) 業務実施時 ・実施工程表	各1	作業開始14日前まで
(3) 業務完了時 ・業務完了届 ・業務報告書及び写真（紙及びDVD-R等）	各1	業務完了後速やかに

4 特記事項

本業務の履行にあたり、下記事項を遵守すること。

(1) 法令遵守

本業務の履行にあたっては、各種関係法令を確認・遵守するとともに、工程管理等を正確に行うこと。

(2) 調査等について

業務遂行にあたり現地調査等を行う際は、業務に支障をきたさぬ様、委託者と協議の上、計画的に行い、作業中の安全管理、養生、整理整頓および清掃を徹底すること。

また、履行場所で勤務する職員や周辺事業者に十分配慮すること。

(3) 物品等の調達について

業務に必要な雑材・消耗品等は、特記されているものを除き、すべて受託者が調達するものとする。

(4) 自動車利用（打合せ時・調査員輸送等を含む）

走行ルート短縮や共同運行など、環境に配慮した自動車利用を心掛けること。

(5) エコドライブの推進

アイドリングストップや暖機運転の短縮など、エコドライブの推進に取り組むこと。

(6) 協議事項

その他、本業務の仕様がない不明点や疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方の協議によって処理する。

- ・ 既存水栓を撤去処分する（給水栓、給湯栓共）
- ・ 給水栓を更新する
- ・ 水石けん入れ未設置の洗面器に壁付け型水石けん入れを設置する

水栓更新対象洗面器

	設置階	設置場所	既設洗面器型番	数量	交換後の水栓 (参考型番)
西棟	5階	男子便所-1	TOTO : L220	2	シングルレバー立水栓 (TLS01101J)
	5階	女子便所-1	TOTO : L220	3	
	4階	女子便所	TOTO : L220	2	
	3階	男子便所	TOTO : L220	2	自動水栓 (TENA40AW)
	3階	女子便所	TOTO : L220	4	
	2階	男子便所-1	TOTO : L507	2	
	2階	女子便所-1	TOTO : L507	4	
	地下1階	男子便所	TOTO : L220R	2	

自動水栓更新 16 個

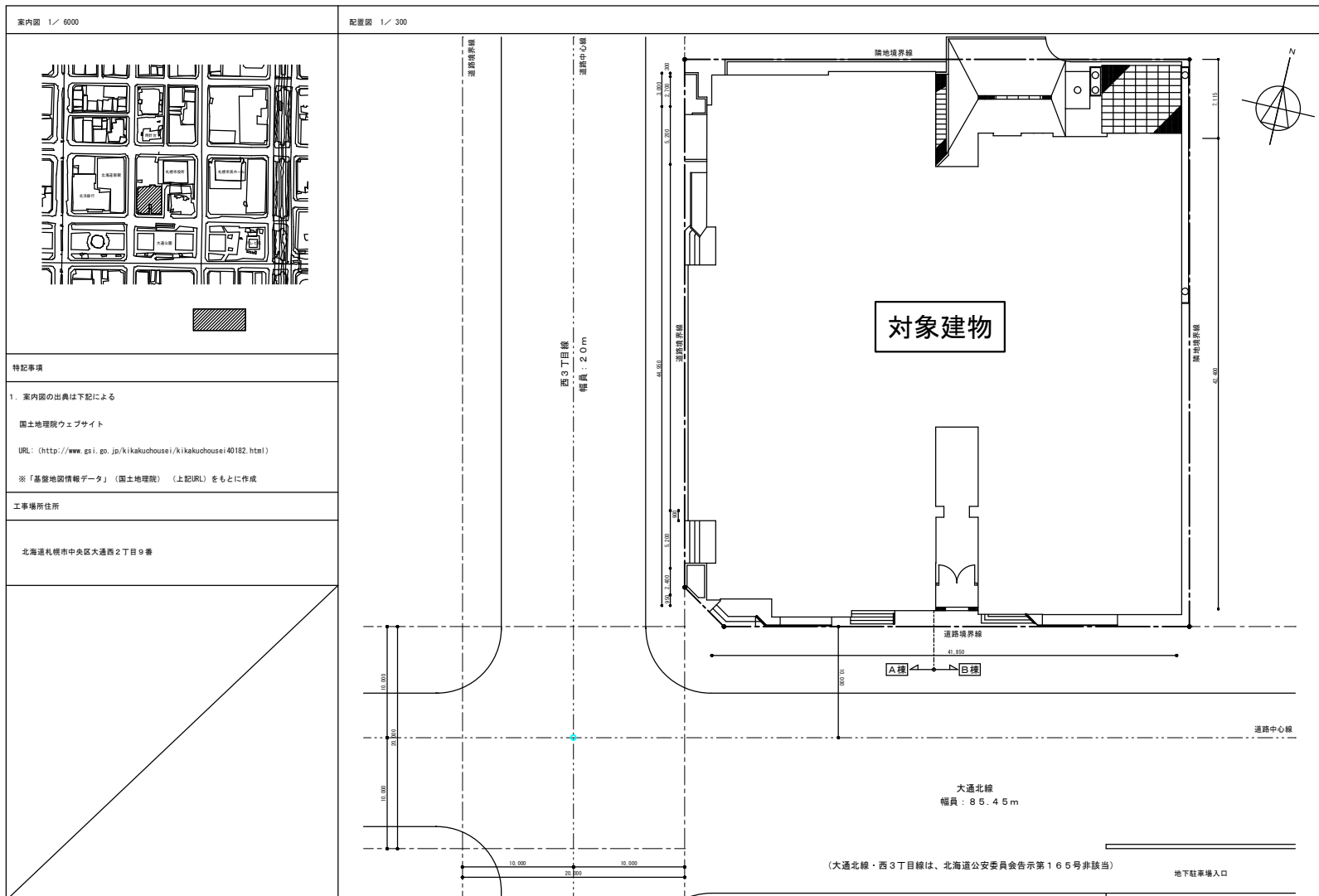
シングルレバー立水栓更新 5 個

既設水栓撤去 42 個

石けん入れ設置対象洗面器

	設置階	設置場所	既設洗面器型番	数量	水石けん入れ 参考型番
西棟	5階	多目的便所	TOTO : L103A	1	TS125R
	4階	多目的便所-1、-2	TOTO : L103A	2	
	3階	多目的便所	TOTO : L103A	1	
	2階	男子便所-2	TOTO : L530	2	
	1階	多目的便所	TOTO : L103A	1	
	1階	男子便所-2	TOTO : L530	2	
	1階	女子便所-2	TOTO : L530	2	
東棟	2階	多目的便所	TOTO : L103A	1	
	2階	女子便所-2	TOTO : L530	3	

水石けん入れ 15 個



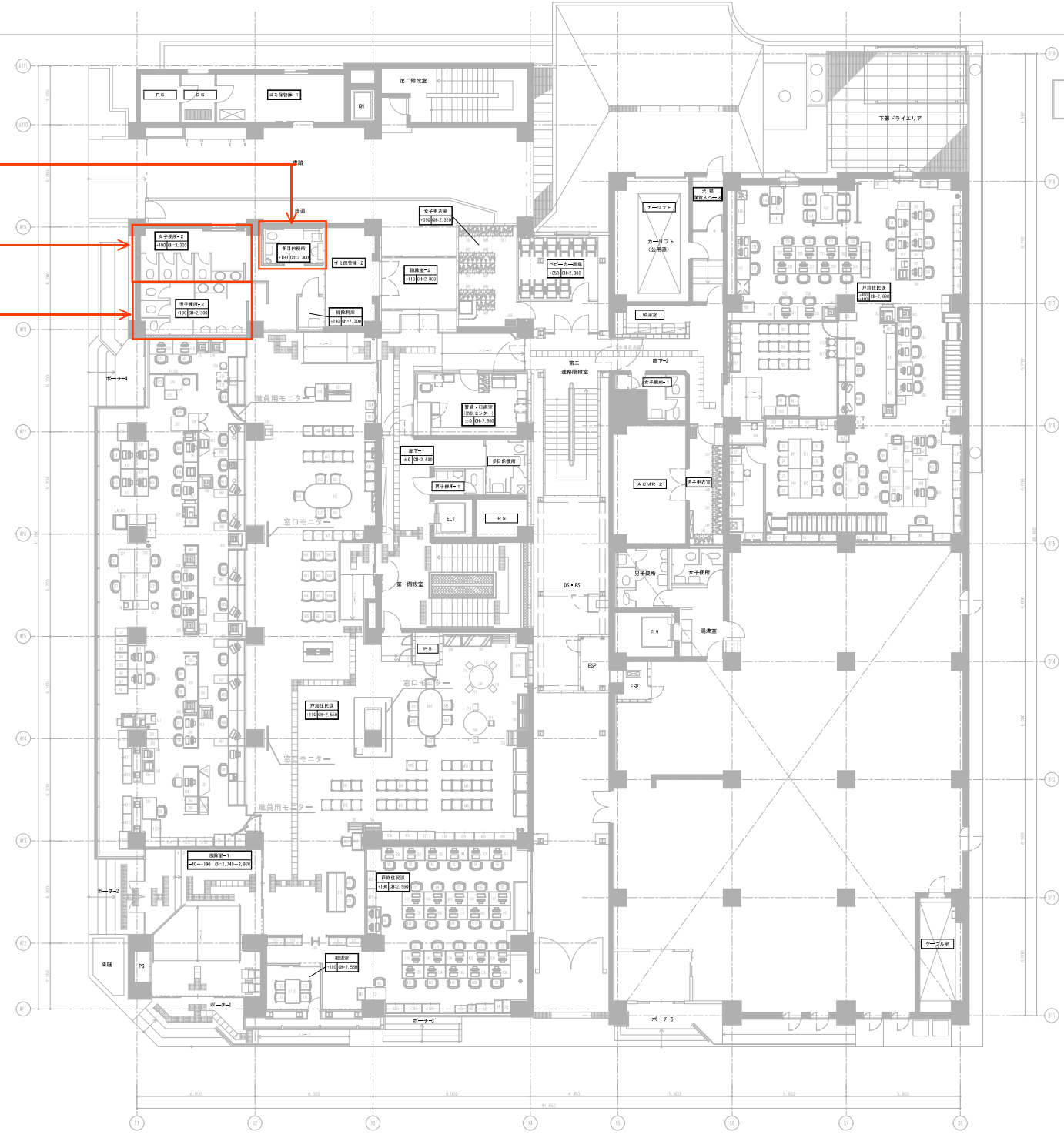
洗面器2か所
・給水栓、給湯栓撤去
・給水栓更新



洗面器 1 か所
・水石けん入れ設置

洗面器 2 か所
・水石けん入れ設置

洗面器 2 か所
・水石けん入れ設置



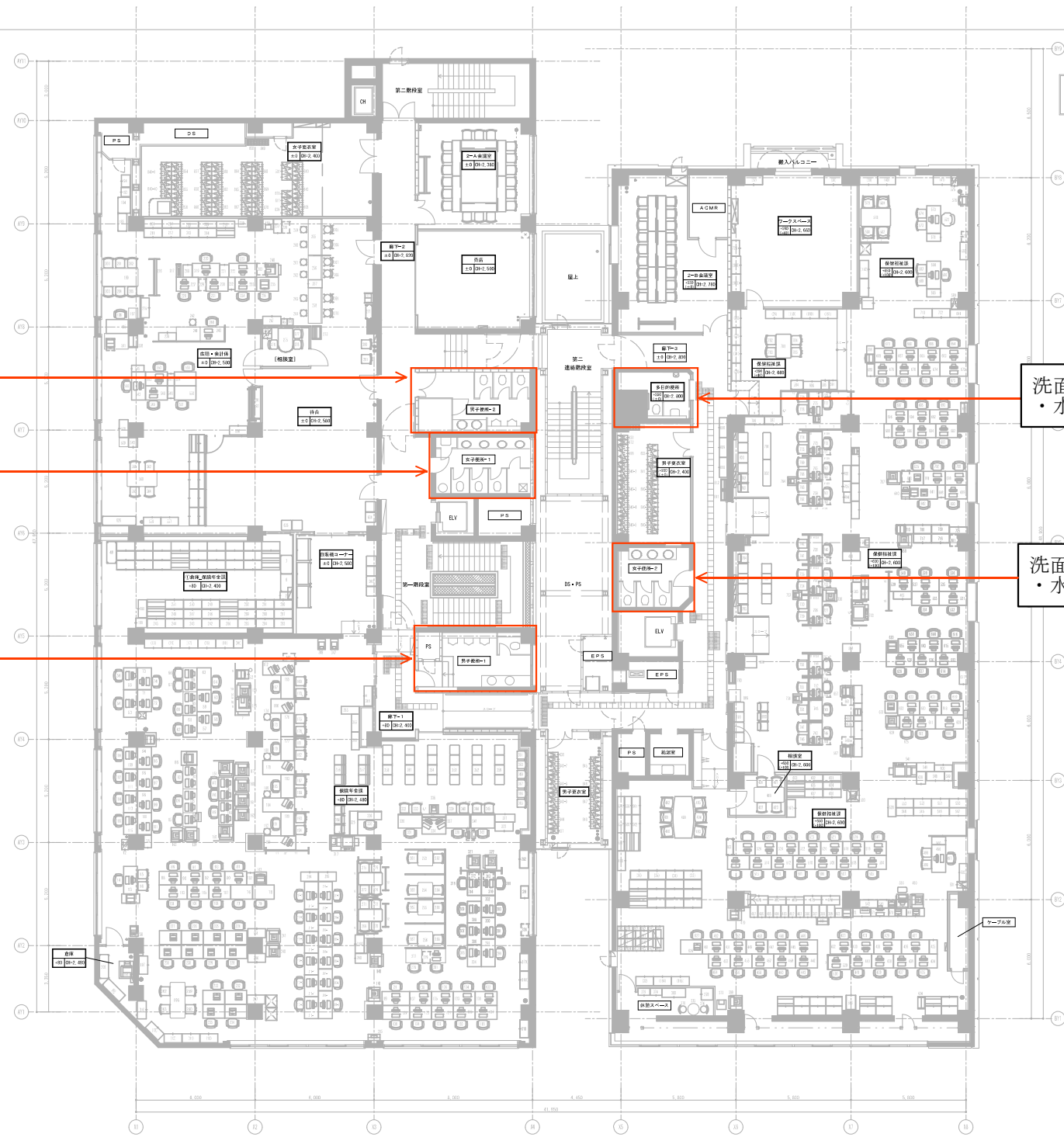
洗面器 2 か所
・水石けん入れ設置

洗面器 4 か所
・給水栓、給湯栓撤去
・給水栓更新

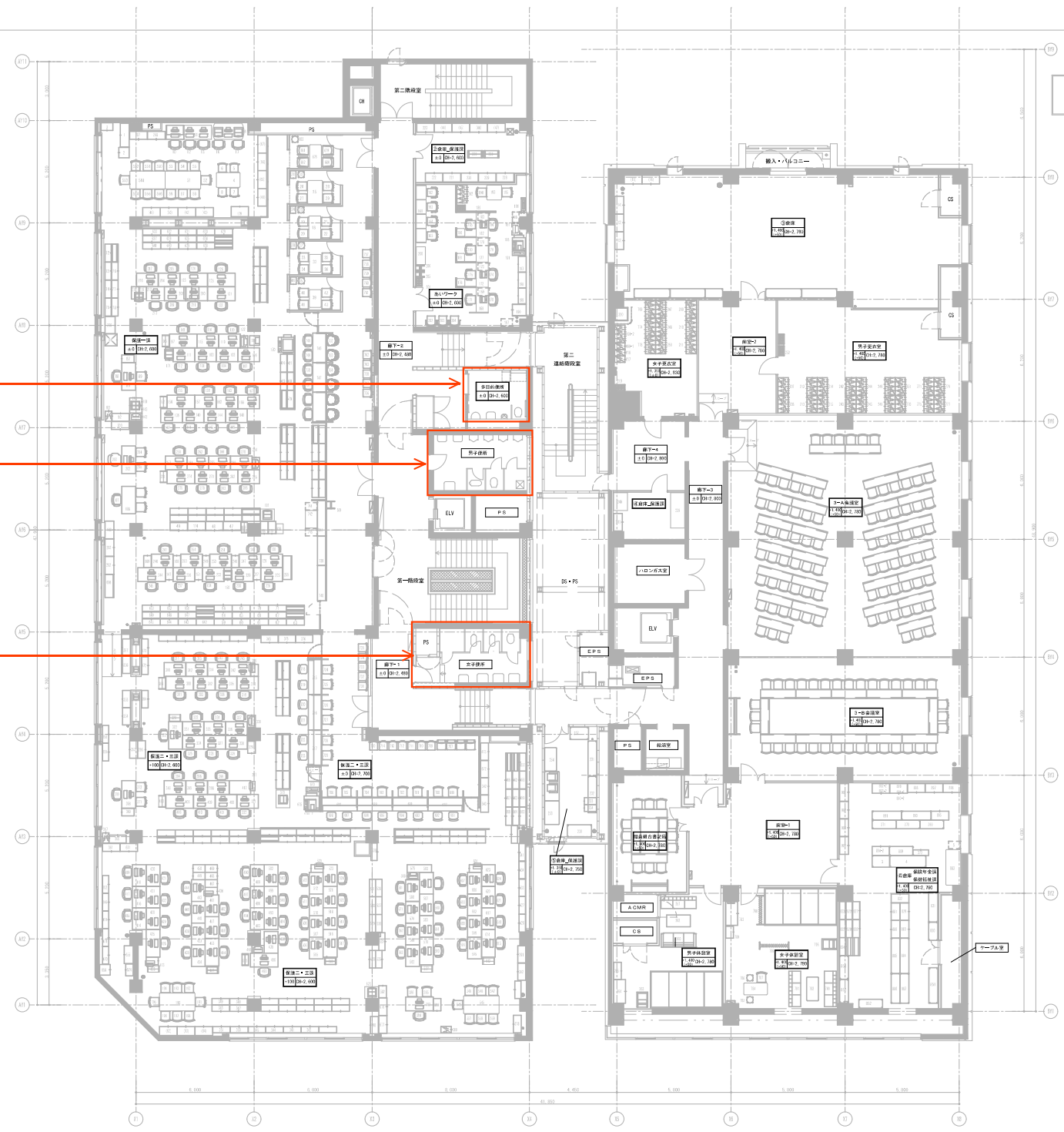
洗面器 2 か所
・給水栓、給湯栓撤去
・給水栓更新

洗面器 1 か所
・水石けん入れ設置

洗面器 3 か所
・水石けん入れ設置

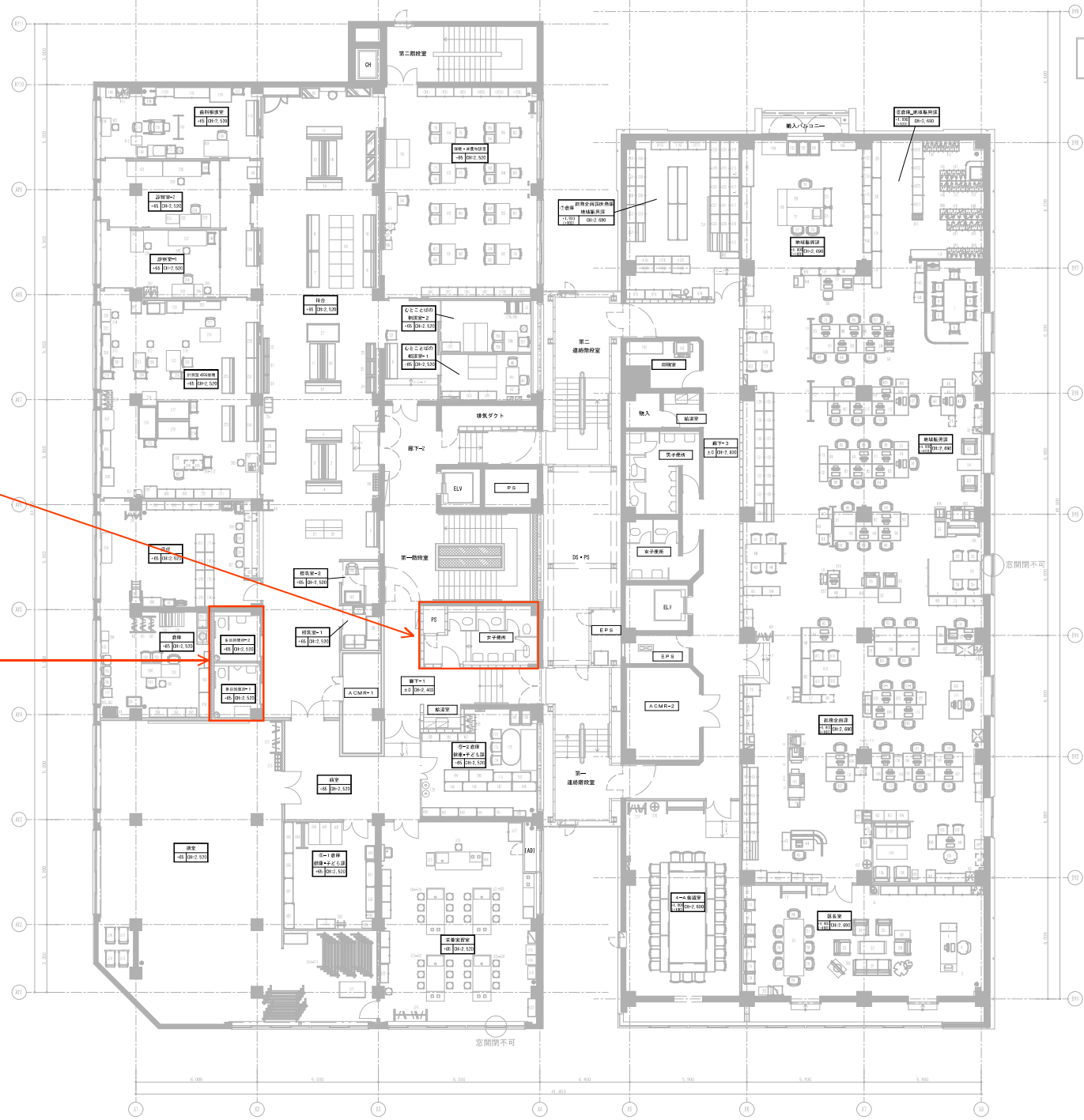


- 洗面器 1 か所
・水石けん入れ設置
- 洗面器 2 か所
・給水栓、給湯栓撤去
・給水栓更新
- 洗面器 4 か所
・給水栓、給湯栓撤去
・給水栓更新



洗面器 2 か所
 ・給水栓、給湯栓撤去
 ・給水栓更新

洗面器 2 か所
 ・水石けん入れ設置



窓開閉不可

窓開閉不可

洗面器3か所
 ・給水栓、給湯栓撤去
 ・給水栓更新

洗面器2か所
 ・給水栓、給湯栓撤去
 ・給水栓更新

洗面器1か所
 ・水石けん入れ設置

